

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則
鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 相互救済事業に係る昭和四十九年度の経営状況
結核予防法による指定医療機関の辞退
結核予防法による医療機関の指定
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
麻の指定の一部改正
- ◇選管告示 政治団体の設立の届出
- ◇公安規則 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「五百円」を「八百円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県公報発行規則の規定は、昭和五十一年四月分以後の鳥取県公報の購読料金について適用する。

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「七十トン未満の漁船」を「七十トン(いか釣漁業に従事

する漁船にあつては、百トンとする。以下同じ。)未滿の漁船」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則別表の規定は、昭和五十一年三月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第二百八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定に基づき、財団法人都道府県会館及び社団法人全国公営住宅共済会から同法同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和四十九年度の経営状況の通知があつたので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞退年月日

指定医療機関の名称

所在地

昭和五十一年三月九日

都田医院

境港市京町八二番地

鳥取県告示第二百十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和五十一年三月十日	都田医院	境港市京町四四番地

鳥取県告示第二百十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第十条第一項の規定に基づき、末恒団地第三土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

第一工区

昭和四十八年七月二十四日から昭和五十年三月三十一日まで

第二工区

昭和四十八年七月二十四日から昭和五十一年三月三十一日まで

第三工区

変更前	変便後
昭和四十八年七月二十四日から昭和五十一年三月三十一日まで	昭和四十八年七月二十四日から昭和五十二年三月三十一日まで

三 施行地区

第一工区

鳥取市三津字入江及び字赤瀬の各一部

第二工区

鳥取市三津字小狭間戸、字狭間戸ノ式、字入江、字番屋敷及び字西山の各一部

第三工区

鳥取市三津字赤瀬、字石原、字三石、字入江、字山崎及び字石原平の各一部

四 土地区画整理事業の名称

末恒団地第三土地区画整理事業

五 事務所所在地

鳥取市東町一丁目二百七十一番地

六 施行認可の年月日

昭和四十八年七月十八日

七 変更認可の年月日

昭和五十一年三月十六日

鳥取県告示第二百十二号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(解の指定について)の一部を次のように改正し、昭和五十一年四月一日から施行する。

昭和五十一年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県立鳥取聾学校 鳥取市立川町五丁目」を 「鳥取県立鳥取聾学校 鳥取市立川町五丁目」に改める。

鳥取市江津七三〇

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年七月法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十一年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党鳥取市松保支部	間崎 喜作	福田 保夫	鳥取市布勢二三番地	政党
自由民主党米子市春日支部	植田 森男	奥田 山治	米子市古豊千六五四番地	"
自由民主党東郷町支部	森田 幸一	前田 茂雄	東伯郡東郷町大字川上七三四番地	"
生田泰治後援会	遠藤 潔雄	細田 英	西伯郡西伯町大字東上二一七五番地 生田林業合資会社社内	その他の政治団体
鳥田安夫中部弥生会	川口 綾子	長谷川道子	倉吉市山根五四二一	"
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	竹本 重美	築瀧 和雄	鳥取市末広温泉町七二三番地	"
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部連合会	鷺見 栄	築瀧 和雄	鳥取市末広温泉町七二三番地	"
全国たばこ耕作者政治連盟米子支部	鷺見 栄	森本 哲	米子市万能町七二番地	"
中国税理士政治連盟鳥取県連合会	坂井 恭二	佐伯 巍之	米子市道笑町二丁目九九番地	"
鳥取県建設政治連盟中部支部	河金 敬儀	大島 栄	倉吉市巖城二九一三	"
鳥取県退職公務員政治連盟	土井 勇重	高垣 末吉	鳥取市青葉町二丁目一四八番地	"
鳥取県中部歯科医師政治連盟	倉繁準之助	小川 温夫	倉吉市西町三番地一 鳥取県中部歯科医師会館内	"
鳥取政経研究会	深沢 義治	八幡 寿信	鳥取市二階町二一三四 五蔵円ビル内	"
日本遺族政治連盟鳥取県本部	永江 美輝	宮本 圓一	鳥取市上町八五番地	政党

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

鳥取県公安委員会規則第一号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の項中

湯所	湯所町二丁目	材木町、湯所町一、二丁目、相生町一、二、三、四丁目、青葉町一、二、三丁目、田園町一、二、三、四丁目、丸山町、覚寺、円護寺、秋里、松並町二、三丁目
湯所	湯所町二丁目	材木町、湯所町一、二丁目、相生町一、二、三、四丁目、青葉町一、二、三丁目、田園町一、二、三、四丁目、丸山町、覚寺、円護寺、秋里、松並町二、三丁目
湯所	湯所町二丁目	材木町、湯所町一、二丁目、相生町一、二、三、四丁目、青葉町一、二、三丁目、田園町一、二、三、四丁目、丸山町、覚寺、円護寺、秋里、松並町二、三丁目

を

に改め、

別表の鳥取県郡家警察署の項中		
若桜警察官派出所	若桜町大字若桜	若桜町のうち 大字若桜(通称農人町、西町を除く)、三倉、屋堂羅
若桜町浅井警察官駐在所	大字浅井	若桜町のうち 大字大炊、岸野、糸白見、根安、下香田、長砂、浅井、湯原、淵見、茗荷谷、春米
若桜警察官派出所	若桜町大字若桜	若桜町のうち 大字若桜、三倉、屋堂羅、高野、来見野、諸鹿、赤松
若桜町浅井警察官駐在所	大字浅井	若桜町のうち 大字大炊、岸野、糸白見、根安、下香田、長砂、浅井、湯原、淵見、茗荷谷、春米
湖山町	湖山町	湖山町
湖山町	湖山町	湖山町
湖山町	湖山町	湖山町

に改め

を

を削る。

別表の鳥取県米子警察署の項中		
鹿野町鹿野	鹿野町大字鹿野	鹿野町のうち 大字鹿野、閉野、広木、末用、水谷、乙亥正、岡木、中園、宮方、寺内、今市
気高町山宮	気高町大字山宮	鹿野町のうち 大字小別所、鷲峰、河内
鹿野町鹿野	鹿野町大字鹿野	鹿野町のうち 大字鹿野、閉野、広木、末用、水谷
鷲峰	大字鷲峰	鹿野町のうち 大字乙亥正、岡木、中園、宮方、寺内、今市、気高町のうち
気高町山宮	気高町大字山宮	鹿野町のうち 大字高江、会下、郡家、睦逢、山宮、上原、飯里、下石、殿
気高町山宮	気高町大字山宮	鹿野町のうち 大字高江、会下、郡家、睦逢、山宮、上原、飯里、下石、殿

る。

る。

別表の鳥取県米子警察署の項中

別表の鳥取県浜村警察署の項中

に改め

を

る。

附則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

" 法勝寺 "	西伯町福成 "	" 能竹 "	" 法勝寺 "	西伯町福成 "
" 大字法勝寺 "	西伯町大字福成	" 大字法勝寺 "	" 大字法勝寺 "	西伯町大字福成
西伯町のうち 大字法勝寺、落合、武信、 馬場、道河内、徳長、伐株、 福頼、掛相、馬佐良、鴨 部、能竹、下中谷、八金、 中、東上、大木屋、上中谷	西伯町のうち 大字福成、境、清水川、阿 賀、原、倭、北方、猪小路、 与一谷、西、鍋倉、絹屋	" 大字能竹、下中谷、八金、 中、東上、大木屋、上中谷	" 大字法勝寺、落合、武信、 馬場、道河内、徳長、伐 株、福頼、掛相、馬佐良、 鴨部、西、鍋倉、絹屋	西伯町のうち 大字福成、境、清水川、阿 賀、原、倭、北方、猪小 路、与一谷

に改め

を

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む)】